

日本学士院賞 受賞者 岩原紳作



専攻学科目 商法・金融法・証券取引法

生年月日 昭和二十七年二月一七日

略 歴 昭和五〇年 三月 東京大学法学部卒業

同 五〇年 四月 東京大学法学部助手

同 五三年 八月 東京大学法学部助教授

平成 三年 四月 東京大学大学院法学政治学研究科助教授

同 三年 九月 ハーバード大学ロースクール客員教授（平成四年五月まで）

同 三年 一月 東京大学大学院法学政治学研究科教授（現在に至る）

同 一六年 二月 博士（法学）

博士（法学）岩原紳作氏の『電子決済と法』に対する授賞審査要旨

決済とは、当事者間の金銭債権・債務を清算することであり、貨幣経済社会にとって必須の行為である。その方法として、従来、銀行に対する要求払預金債権を、手形・小切手、クレジットカード、振込・振替によって付け替えることが行われてきたが、近時手形・小切手の利用が減少し、その中心は、電子的方法による振込・振替に移ってきた。さらに、最近普及し始めたものに、電子マネーといった新たな電子決済方法がある。本書（有斐閣、平成一五年一〇月）は、電子資金移動と電子マネーを含む電子決済に関する法的諸問題の総合的研究を行ったものである。

本書は、第一編 電子資金移動の私法的諸問題、第二編 電子マネーの私法上の諸問題および第三編 金融監督法上の諸問題からなる。「第一編第一章 電子資金移動取引総説」では、著者は、わが国における給与の自動振込やCD（現金自動支払機）からATM（自動預払機）に至る過程とそのシステムの分析を、資金移動取引の基本類型である小切手と振込とを比較しながら行っている。

「第二章 電子資金移動取引における送信人の債務の発生」においては、無権限者が資金移動指図を送信したときに、勝手に指図人とされた銀行顧客が、無権限取引であることを理由に資金移動銀行に対し預金の引落しを拒否できるかという問題を、小切手支払と対比しつつ、電子的振込および預金引出に関し、アメリカ法、ドイツ法の詳細な研究の後、著者は、わが国に関する検討を行う。

「第三章 受取人の権利」において、著者は、振込委託に錯誤、詐欺、強迫、偽造または原因関係や資金関係の不存在があった場合の問題について、最高裁判平成八年四月二六日判決（民集五〇巻五号一二六七頁）を中心にして、詳細な検討を行い、手形法四〇条三項の類推適用によって、顧客の静的安全の保護と振込サービスの迅速な運用とのバランスをとるべきであると主張する。

「第二編 電子マネーの私法上の諸問題」では、第一章において、電子マネーをその技術的・システムの面から分析する。すなわち、第一節において、電子マネーの種々な類型について概観し、第二節では、特定の電子マネーについて、その具体的な仕組みを概観する。第二章第一節において、電子マネーの法的性質について、第二節において、電子マネーの法制のあり方を検討する。第三章においては、具体的・個別的な法的問題の検討を行い、結びにおいて、電子マネーの法的性格・法律構成を総括し、解釈論・立法論のあるべき方向

を示している。

「第三編 金融監督法上の諸問題」においては、電子決済に係わる金融監督規制のあり方を検討し、一般的に、決済システムの安全性確保のために、準備預金等の間接的規制のほか、直接的な監督的規制が必要であることを指摘する。

特に、電子マネーの監督法的規制に関しては、米国、ドイツ、イギリス、EUの事情の紹介を経て、わが国については、金融制度調査会・外国為替等審議会の下の通称マネー懇（平成九年、一〇年）の報告書内容を明らかにし、現行法の下でICカード型電子マネーには前払式証券の規制等に関する法律の適用があること、ネットワーク型電子マネーにはその適用がないこと、さらに、電子マネーに汎用性・一般的換金性を与えると出資法上の預り金になり、ネットワーク型電子マネーによる資金の隔地者間移動は、銀行法上銀行の排他的業務とされている為替取引に当たるとする。

さらに、電子マネーに対する監督法規の立法論として、著者は、EU型の規制が望ましいとして、電子マネーの発行機関を、金融機関か、免許を受けた電子マネー発行専業会社に限り、専業会社には、一定の自己資本を要求し、監督官庁の監督・検査に服させるべきである、と主張する。

本書は、電子決済と法という、国民の多くがかかわらざるをえな

い最先端の課題につき、我が国ではじめて、本格的解釈論を展開するとともに、今後の立法論にも極めて有益な示唆を与えるもので、理論・実務にわたり新たな知見を提供した画期的な著作である。これを敷衍すると次のとおりである。

第一に、我が国でも電子決済をめぐる法律問題については、すでに数多く著書論文がある。しかし、これらは、論点が限られているものが多く、実務的な考察にとどまるものであつて、対象を包括的・網羅的にとらえ、しかも、理論と実務の双方にわたり考察を加えたものは我が国では本書をもって、嚆矢とする。

第二に、本書の解釈論にあたる部分において、単に自己の見解を披瀝するのではなく、判例・学説を総合的に取り上げ、民法・商法の基本原則から出発して、主題と共通の要素を持った制度、例えば小切手と対比しながら、客観的に深く吟味するといういわばオーソドックスで精緻周到な解釈論を展開しているが、結果的には、通説・判例に対する痛烈な批判となっている。そして、従来の見解がややもすると、金融機関の事情を偏重していたのに対し、顧客側の事情にも配慮したバランスのとれた解釈をしているが、説得力に富み、まさに法解釈学の真髄を示したものである。

第三に、本書では、この問題に関する、アメリカ法、ドイツ法、EU法、UNCITRAL国際振込みモデル法（著者は、その作成

に六年間日本政府代表として参与)を丹念に比較検討し、日本法の解釈論、立法論の素材としている。このように幅広いかつ深みのある比較法的研究は、外国文献にも見当たらないものであり、一般的な意味で比較法研究の模範ともいえるものである。

経済学博士鈴木興太郎氏の「厚生経済学における厚生主義的帰結主義の克服」に 対する授賞審査要旨

鈴木興太郎氏は、その日本経済学会における会長講演のために準備した英文、和文の二論文を公刊した。すなわち、“Welfare Economics beyond Welfarist-consequentialism” (*The Japanese Economic Review*, Vol.51, 2000) および「厚生経済学の情報的基礎：厚生主義的帰結主義・機会の内在的価値・手続きの衡平性」(岡田他編、『現代経済学の潮流2000』、東洋経済新報社、二〇〇〇年刊)である。これらの論文において、鈴木氏はその長年にわたる厚生経済学、ことに社会的選択理論に関する広汎な自らの研究成果を整理している。そして社会的選択理論のいつその前進に対して立ちただかつてきた、K・アローのいわゆる「一般可能性定理」(民主的な方法による社会の合理的な選択の不可能性)の問題を克服する一つの解決策を展開した。すなわち、鈴木氏は、長年にわたって経済システムの性能や経済政策の成果の評価に関して、システムや政策の帰結のみに情報的基礎を求めてきた伝統的理論を補完す